

岐阜県における産業保健活動に携わる看護職の実態調査

上野美智子、奥井幸子、栗田孝子、林由美子、梅津美香、斎藤和子、兼松恵子、奥村美奈子（大学）、佐藤澄子（旭化成工業株式会社穂積工場）、多和田千枝子（岐阜県インダストリアルナーシング会）、水野由美（NTT 岐阜健康管理センタ）、加藤静子、鬼頭信子（岐阜県労働基準協会連合会）

I. はじめに

本学では産業看護の実践経験者が教員として3名いるという点は、全国でもユニークな看護大学であると共に責任を感じている。

本学の産業看護学教育を進めていく上での教員の基本姿勢は、

- ・岐阜県の産業看護職と連携をとること
 - ・岐阜県の産業看護活動の実際を理解すること
 - ・岐阜県の産業看護職と共に産業看護活動の質の向上を追究していきたいこと
- などである。

これらの推進を念頭に、平成12年度は岐阜県の産業衛生機関、研究会、産業看護職団体等との連携を図り、平成13年度に共同研究チームを立ち上げる準備をした。

研究の参加者を募集した結果、本学からは様々な専門分野の教員8名が参画することになり、実践現場からは、岐阜県インダストリアルナーシング会を中心として5名の産業看護職が参加することになった。同時に岐阜産業保健推進センターの協力が得られることになった。

今回は、本研究のプロセスと実態調査の基礎集計結果を中心に報告することとする。

II. 共同研究のプロセス

本研究の今日までの過程を以下に紹介したい。

1. 共同研究の基本理念、テーマ、研究者募集

(平成13年4月～5月)

共同研究を開始するにあたり、研究の基本理念やテーマ、研究チームなどについて、議論をした。

研究のための研究でなく、日常の実践活動向上に役立つ研究とは何かが検討された。

産業看護活動の目標は、働く人びとのQWL (Quality of Working Life)・QOLの向上に役立つ保健支援の提供である。それを可能にする看護活動を追究するために、その第一歩として産業看護業務の実態を明らかにすることの合意ができた。

大学教員も実践看護職も同等に参加協力し、研究結果を産業看護職にフィードバックしていくことのコンセンサスができ、すでに述べたような共同研究チームができた。

調査対象を“産業保健活動に携わる”看護職としたのは、労働生活を支援する看護職を広く対象としたいからである。岐阜県にある81,189事業場を従業員数の規模でみると、1～9人が81.1%、10～29人が14.1%、30～49人が2.4%、50～99人が1.5%、100～299人が0.7%、300人以上が0.1%の各割合であり²⁾、99.1%が100人未満の小規模事業場である。つまり、事業場で働く産業看護職は少数であろうことは容易に推察される。同時に、99.1%を占める100人未満の小規模事業場の労働者に健康支援サービスを行っている看護職の実態を明らかにすることは、本県の産業看護の重要課題であると考えられる。

2. 調査対象集団の把握方法

(平成13年5月～6月)

現在、全国の各地で産業看護職の実態調査が実施されているが、対象者の把握が共通して困難な課題となっている。本研究も同様な課題に直面したが、産業保健推進センターの協力が得られ、50人以上の全事業場に機関誌を送付する際に看護職の事業所在籍調査紙を同封することにより、対象者を把握することにした。

3. 調査対象者の把握

(平成13年7月～10月)

看護職の事業所在籍調査を中心にその他の方法も補足し、対象者を可能な限り把握した(IV. 調査対象と方法参照)。

4. 質問紙作成

(平成13年8月～10月)

産業看護職の実態を明らかにするには、どのような質問項目が適切か、看護職にフィードバックして役立つ項目は何かを研究の原点を踏まえながら検討した。岐阜県産業衛生研究会産業看護職専門部会が平成5年に実施した看護職意識調査(33事業所中22事業所回答)も参考にした。看護職の集まる研修会に教員が出かけ、質問紙(案)について意見聴取を行い、より適切な質問紙作成に努めた。事業所や健診機関、病院等の働く場により業務が異なるので、別個に調査をした方がよい等の意見も得られ、今回は事業所、学校、地方自治体を対象に調査を実施することとした。

5. 実態調査質問紙送付・回収・集計

(平成 13 年 10 月～平成 14 年 1 月)
把握した看護対象者に調査を実施し、基礎集計と結果の検討を行った (VI. 結果参照)。

4. 質問紙作成

(平成 13 年 8 月～10 月)

産業看護職の実態を明らかにするには、どのような質問項目が適切か、看護職にフィードバックして役立つ項目は何かを研究の原点を踏まえながら検討した。岐阜県産業衛生研究会産業看護職専門部会が平成 5 年に実施した看護職意識調査 (33 事業所中 22 事業所回答) も参考にした。看護職の集まる研修会に教員が出かけ、質問紙(案)について意見聴取を行い、より適切な質問紙作成に努めた。事業所や検診機関、病院等の働く場により業務が異なるので、別個に調査をした方がよい等の意見も得られ、今回は事業所、学校、地方自治体を対象に調査を実施することとした。

5. 実態調査質問紙送付・回収・集計

(平成 13 年 10 月～平成 14 年 1 月)

把握した看護対象者に調査を実施し、基礎集計と結果の検討を行った (VI. 結果参照)。

6. 実態調査の分析・まとめ・報告

(平成 14 年 2 月～)

現在、結果の分析を進めているところである。

III. 研究目的

働く人びとのQWL・QOLの向上に役立つ看護活動のあり方を追究するため、その第一歩として産業看護業務の実態を明らかにする。

IV. 調査対象と方法

岐阜県の事業所・学校・地方自治体で産業保健活動に携わる看護職個人(常勤・非常勤を含む)を対象に、郵送による質問紙調査を、平成 13 年 10 月から 11 月に実施した。

本研究では以下の 4 方法で対象者を把握した。

①岐阜県の従業員 50 人以上の 1952 事業所を対象に郵送による看護職の在籍調査(8月)

②岐阜県インダストリアルナーシング会からの把握

③岐阜産業保健推進センターによる産業保健スタッフ実態調査結果からの把握

④看護職の個人ネットワークによる情報提供

①の調査では、394 事業所から回答があり(回収率 20.2%)、事業所・学校・地方自治体・健診機関・病院・診療所等 62 事業所から看護職が在籍しているとの回答を得た。今年度は事業所・学校・地方自治体を対象とすることになり、②～④

の方法により把握した対象者を加え、計 87 人に 10 月下旬質問紙を発送した。

V. 調査内容

調査項目は、業種、対象者数、性、年齢、経験年数、所有資格、衛生管理者免許有無、勤務・雇用形態、上司の職種、産業保健スタッフ数、所属部署機能、役職、日常の看護業務、安全衛生委員会の参加、職場巡視、保健指導、健康教育、復職支援、業務の課題、困った時の相談相手、時間外勤務、事業所への提言有無、仕事の満足度、研修会参加、受けた研修テーマなど 30 項目である。

VI. 結果

調査票の回収状況は 54 人(回収率 62.1%)であった。内看護職以外の回答であることが判明した 1 名の回答を除き 53 名の回答を分析対象とした。1. 所属する事業所は製造業が多く、対象従業員は 500 人以上の大規模事業所が多かった。

表 1 所属事業所の背景 (n=53)

背景	人数	%
業種		
製造業	25	47.2%
(内訳)電気機械器具(6)		
輸送用機械器具(5)		
その他(14)		
公務	9	17.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	15.1%
情報・通信業	4	7.5%
交通・運輸業	3	5.7%
建設業	1	1.9%
健康管理の対象者数		
200～299 人	2	3.8%
300～499 人	4	7.5%
500～999 人	11	20.8%
1000～2999 人	17	32.1%
3000 人以上	17	32.1%
その他	1	1.9%

2. 所有資格は表 2 の通りであった。

表 2 所有資格；複数回答 (n=53)

所有資格	人数	%
看護婦・士	38	71.7%
保健婦・士	21	39.6%
准看護婦・士	11	20.8%
助産婦	4	7.5%
その他	6	11.3%

3. 回答者の背景は表3に示す。

年代は40・50代が多く、現職場経験は5年未満と10年以上が多く、5年以上10年未満が非常に少なかった。

表3 回答者の背景 (n=53)

背景	人数	%	
年齢	20才代	6	11.3%
	30才代	10	18.9%
	40才代	21	39.6%
	50才代	14	26.4%
	60歳以上	2	3.8%
現職場の勤務年数	5年未満	21	39.6%
	5年以上10年未満	4	7.5%
	10年以上20年未満	21	39.6%
	20年以上30年未満	6	11.3%
産業看護職としての経験年数	30年以上	1	1.9%
	5年未満	17	32.1%
	5年以上10年未満	4	7.5%
	10年以上20年未満	25	47.2%
雇用形態	20年以上30年未満	10	18.9%
	30年以上	0	0.0%
	無回答	3	5.7%
	正社員	34	64.2%
雇用主	嘱託	18	34.0%
	その他	1	1.9%
	民間企業	36	67.9%
	健康保険組合	5	9.4%
雇用主	自治体	8	15.1%
	その他	4	7.5%

4. 産業保健スタッフの構成は、常勤産業医と共に働く看護職は37.7%、看護職が1人のみは32.1%、2人以上は64.2%であった。

5. 所属部署の機能は、健康管理や保健・安全に関する機能の部署が多かった。診療の機能ありは47.2%であった。

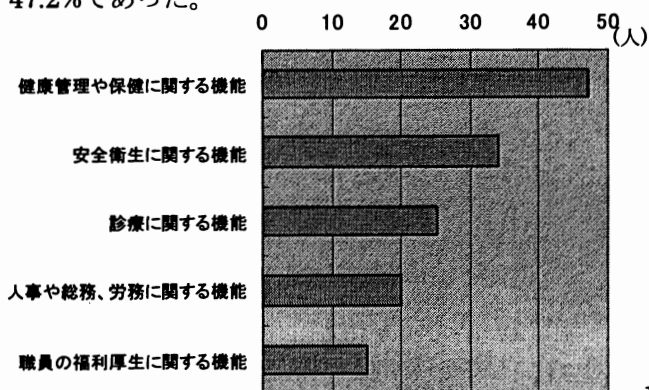


図1 所属部署の機能 (複数回答)

6. 日常実施している業務は図2に示すとおりである。広汎な産業看護業務が実施されているが、これら業務の重みづけをみると、業務量は健康診断、保健指導、業務計画等、診療業務が多く、看護職は保健指導、メンタルヘルス活動、健康教育が重要業務であると認識し、雇用主は健康診断、メンタルヘルス活動、保健指導を期待していた(図3)。

7. 83.0%の看護職が職場巡視を実施しており、産業医・衛生管理者と共に同行、保健指導・健康教育実施や健康問題をもつ従業員に必要時、環境測定・特殊健診の問題あり時に実施していた。

8. 保健指導・健康相談は、92.5%の看護職が携わり、健康診断結果の指導を初め表のような内容が多かった。

表4 保健指導・健康相談の内容;複数回答

(n=53)

保健指導・健康相談の内容	人数	%
健康診断の有所見者に実施	48	98.0%
従業員の希望があった場合に実施	36	73.5%
メンタルヘルス上対応が必要な従業員に実施	33	67.3%
疾病を持ちながら働いている従業員に実施	31	63.3%
その他	2	4.1%

9. 復職支援は52.8%の看護職が携わり、医師・所属長等関係者との連携や本人との面接が多かった。

表5 復職支援への関わり方;複数回答 (n=53)

復職への関わり方の内容	記述数
・関係者(産業医・所属長・主治医等)との連絡調整・話し合い	16
・本人との面接	10
・情報収集	4
・復職後の労働生活適応への支援	3
・健診・検査	2
・その他	1

10. 集団健康教育は60.4%の看護職が携わり、表6に示したテーマが実施されていた。

11. 22.6%の看護職が、表7にしめすような解決できた看護業務事例を体験していた。

12. 54.9%の看護職は、表8に示すような解決できない・取り組めない看護活動上の問題をもっている。

13. 産業看護活動上の障害は、図4に示すように事業所の産業保健活動体制の問題、産業看護職の法的位置づけの問題、看護職自身の問題、社会・経済・企業上の問題などがみられた。

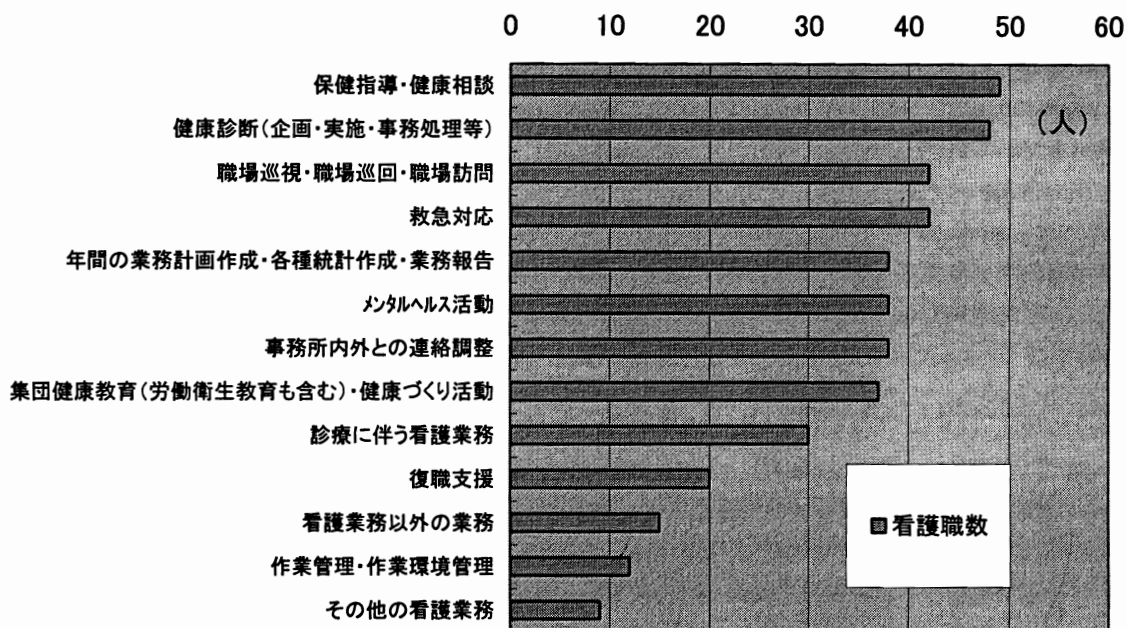


図2 実施している業務

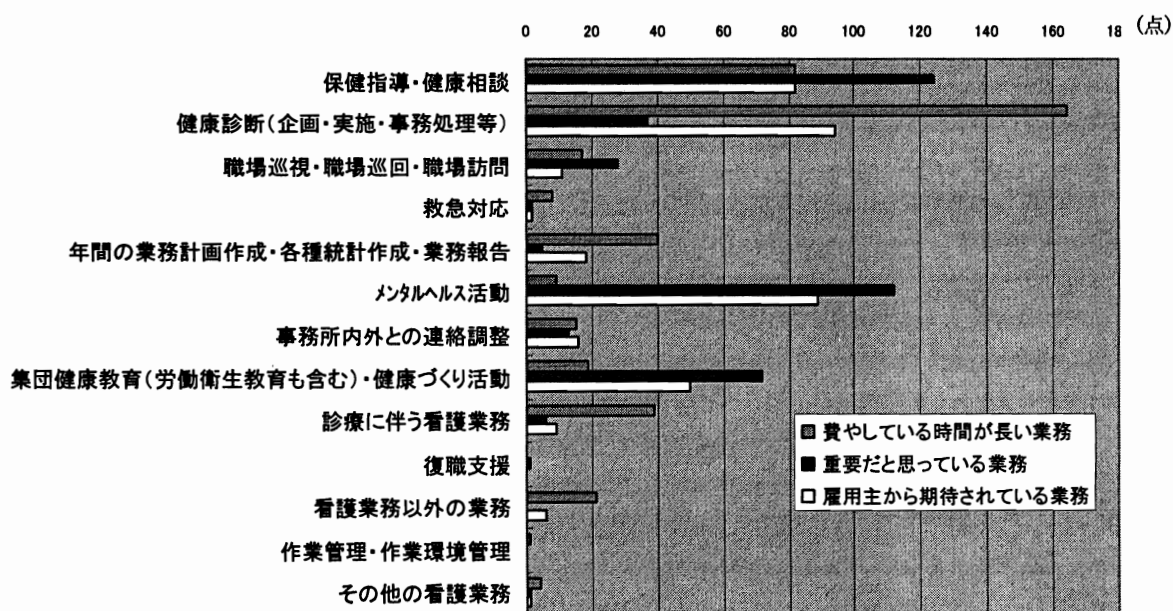


図3 時間を費やしている業務・重要だと思っている業務・雇用主から期待されている業務

表6 集団健康教育のテーマ

健康教育テーマ(大項目)	健康教育テーマ(小項目)	実施数
健康づくり・THP	健康づくり	7
	禁煙	2
	THP	1
	ウォーキング	1
	エイズ予防	1
	ダイエット	1
	花粉症対策	1
	歯の健康	1
	中高年従業員	1
	風邪予防	1
薬物乱用	1	
健康づくり・THP 合計		18
生活習慣病対策	生活習慣病	8
	高脂血症	3
	糖尿病	3
	高血圧	1
	死の4重奏	1
生活習慣病対策 合計		16
ストレス・メンタルヘルス対策	メンタルヘルス	4
	リラクゼーション	2
	ストレス	1
ストレス・メンタルヘルス対策 合計		7
特定の業務作業者を対象とした教育	VDT 作業者	3
	腰痛予防	2
	熱中症対策	1
	粉じん教育	1
特定の業務作業者を対象とした教育 合計		7
健康診断後健康教育 合計		3
雇入れ時健康教育 合計		1
総計		52

表7 解決できた事例

解決できた事例	記述数
社員の過去の経過をデータベース化し活用	1
ダイエット教育(BOOCS)、健康の補助金を利用	1
復職時支援が発生した折、必要に応じ主治医・産業医などからの指示を職場の衛生管理者とともに得られるようになった	1
精神疾患の職員の職場対応について条件を明確にしたことで、事件・事故につながらないように職場での対応が可能となった	1
メンタルヘルス個別対応事例	1
職場の手洗い用の湯沸し設置、作業台の高さ変更	1
職場内禁煙について 禁煙コーナーの設置	1
個別保健指導	1
健康教育の充実	2
健康診断の実施・徹底	2

表8 解決できていない問題

解決できていない問題	人数
メンタルヘルス対策	6
保健指導が十分に行えない	2
健康教育・禁煙対策が行えない	2
健康診断未受診者が多い・勤務の都合で日程調整が難しい	3
スタッフ不足	3
十分な協力体制がない	4
事業所としての産業保健活動の方針が検討されない	1
看護職の自発的な取り組みが難しい	1
健診の有所見者が多い	1
不景気で厳しい状況の中で労働生活を支援することが難しい	1
人員削減の影響で健康相談などに参加できる従業員が少ない	1
外部研修に業務として参加できない	1

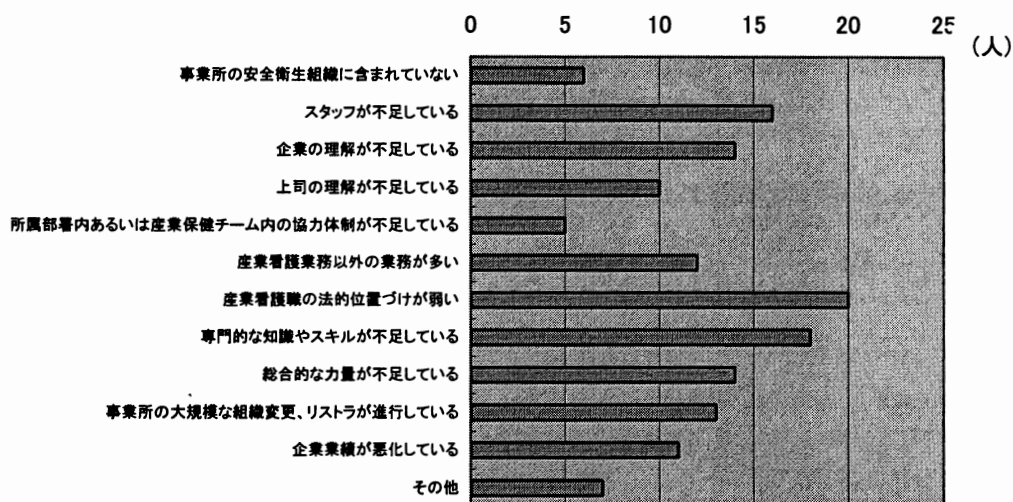


図4 産業看護活動上の障害(複数回答)

VII. まとめ

以上の集計結果から得られた産業看護職の実態は、大規模事業所に勤務する看護職であり、常勤産業医と共に勤務する看護職は 37.7%と少なく、看護スタッフが1人のみは 32.1%と多かった。現場に 10年以上長期在職は 53.8%と多い一方、5年以上10年未満の層が低いのは家事・育児の影響によるものであろうか。産業看護業務の各項目毎の期待・理想・現実の重みづけ分析から健康診断、メンタルヘルス活動、保健指導、健康教育に看護活動の解決すべき課題が存在していることが伺える。なかでも、メンタルヘルス活動は多くの質問項目に問題提起がみられた。半数以上の看護職はメンタルヘルス活動をはじめ解決できない・取り組めない問題をもち、少数ではあるが問題解決の体験者もいる。産業看護活動上の要因分析も必要であろう。

今後の実態調査結果の報告に、なるべく多くの産業看護職の意見を反映できるよう結果が示唆することを一緒に考え、データでは表現しえない看護情報についても補い、産業看護業務の向上につなげていきたい。

この研究を報告した第3部会には、30名の実践看護職が参加され、充実した意見交換がされた。本研究に対する参加者の意見を以下に示す。

- ・メンタルの調査結果は自分も同じ思いです。

・活動の障害で総合的スキル不足は同じ思いと実感です。

・メンタルヘルス教育を会社が外部の専門家に頼んでしまい、健康管理センターが頼られていないことを反省している。

・自分の会社がまだ恵まれていることが分った。

・メンタルヘルス実践活動（休業者の家庭訪問、面接、健康教育など）を紹介してもらった。

・研修の時間・費用が会社もちか否かを訊きたい。

・健診第一で、本人との面接ができない。どのようにやっていくか悩んでいる。

・診療が主、次いで健診のフォローアップ。社員参加型健康教育に取り組んでいきたい。

・産業看護の知識が全くない状態で診療から工場へ勤務して、困っている。

引用文献：

- 1) 奥井幸子：21世紀にはばたく産業看護一定義・役割と展望―「産業看護研究会のあゆみ」編集委員会編、労働基準調査会 p39
- 2) 岐阜労働局平成12年度業務概要、p15-16

謝辞

本研究に多大の協力を賜りました岐阜産業保健推進センターおよび調査に協力頂いた産業看護職に深謝いたします。